# 養育費確保のための法的手続

~強制執行の基礎知識~

大阪弁護士会家事法制委員会委員 弁護士 清 水 聖 子 2022.9.3

### 目次

- 1 「養育費」とは
- 2 「養育費」の取り決め方
- 3 「強制執行」とは
- 4 「強制執行」の前に
- 5(1) 養育費が支払われないときの手続~履行勧告~
  - (2) 養育費が支払われないときの手続~強制執行~
- 6 債権執行(給料債権の差押)のしくみ
- 7 債権差押命令申立て
  - (I) 申立書を作成してみましょう。
  - (2) 差押命令
  - (3) 受取方法
- 8 債務者の財産調査
  - (1) 財産開示手続
  - (2) 給与債権の情報取得手続
- 9 弁護士への相談・依頼

## 「養育費」とは

- (1)養育費=父母が離婚するとき定める「子の監護に要する費用」の分担(民法766条)
  - ① 協議で決める。
    - →○ 離婚協議書・・・例) 法務省パンフレット「子どもの養育に関する合意書」
      - 〇 公正証書
  - ② 協議が整わなければ、家庭裁判所が定める。
    - **→○ 調停調書、審判調書、判決、和解調書**
- (2)養育費=「生活保持義務」←「生活扶助義務」とは異なる。
  - =「自分の生活を保持するのと同程度の生活を保持する義務」
  - →◎ 給与債権の差押の場合
    - 給料の差押範囲が1/2に相当する範囲(通常は1/4)
    - 取立てが債務者へ送達後1週間で可能(通常は4週間)
- (3)養育費=離婚後に、子(未成熟子)の生活に要する費用
  - =月額数万円の定額を長期に支払う。
  - →◎ 給与債権差押の場合
    - 将来分の差押えが可能(通常は支払期日が過ぎているものだけ)

## 「養育費」の取り決め方

Q1 大阪花子さんは、夫・大阪太郎の間の長男・待雄(6歳)、長女・兼子(4歳)の親権者を母と して離婚をしたいが、養育費の取り決めをどうしたらよいか?

A 1 養育費の取り決め方は、以下の方法がある。

・公正証書(執行認諾約款付)・・・・公証役場

・調停調書・・・・家庭裁判所での調停手続

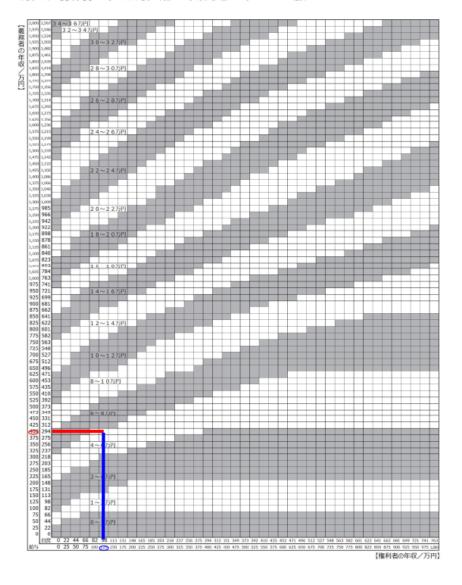
・審判調書・・・・家庭裁判所での審判手続

・判決・和解調書・・・・家庭裁判所での人事訴訟

2 養育費の額

「令和元年改定 養育費・婚姻費用算定表」・・・標準的な額を迅速に算定することを目的

#### (表3)養育費・子2人表 (第1子及び第2子0~14歳)



令和元年改定 養育費・婚姻費用算定表<sup>5</sup>

子どもの養育に関する合意書 作成日 令和1年8月9日 ふりがな おおさか たろう 大阪 太郎 氏 名 氏 名 大阪 花子 住 〒540-0048 ₹540-0048 大阪市中央区大手前4丁目1番13号 大阪市中央区大手前4丁目1番13号 電話 ×××-0000-ΔΔΔΔ 電話 000-AAAA-×××× 動 4称 株式会社〇〇運送 勤 名称 △△生命保険相互会社 務 所在地 〒530-8522 務 所在地 〒530-0047 先 大阪市北区西天満2丁目1番10号 大阪市北区西天満1-12-5 子ども ふりがな おおさか かね 1 よりがな おおさか まち 2 氏名 平成25年6月7日生 平成27年8月10日生 大阪 待雄 大阪 兼子 3 ふりがな 氏 名 ふりがな 氏 名 年 月 日生 年 月 日生 親権者 父・母 親権者 父・母 養育費 支払期間 支払時期 子 令和元年 8月 末日から☑ 満20歳に達した後の3月まで 田口年月 月 日まで ☑ 1か月当たり 30,000円ずつ 🗵 毎月 末日 ※和元年 8月 末日から☑ 満20歳に達した後の3月まで 年/月分 円 口 年 月 日 まで □ 1か月当たり □ 年ノ目 円ずつ ロ 毎月 日 円 ロ 年 月 年 月 日から□ 歳に達した後の3月まで 年/月分 まで 円ずつ 口 毎月 歳に達した後の3月まで □ 年/月分 円 口 年 月 日 年 月 日から口 まで 振込先 大阪太郎は大阪花子に慰謝料100万円を左記口座に振り込んで支払 OO銀行 ×× 支店 金融機関 う。支払期限は令和元年12月15日。 口座の種類 普通・当座 口座番号 123456 面会交流 面会交流の内容と頻度 受け渡しの場所 父母連絡方法 ☑(母)の自宅近く MSNS(LINE ) □双方の自宅の中間地点 □メール□手紙 (口 に 回程度、口 □その都度協議 □( □電話 □( 図(母)の自宅近く コメールロ手紙 □双方の自宅の中間地点 □電話 □( ) □その都度協議 □( 子 口 宿泊なし面会(口 に 回程度、口 口 宿泊あり面会(口 に 回程度、口 □SNS( ) )の自宅近く 口双方の自宅の中間地点 ロメールロ手紙 口その都度協議 口( ) □電話 □( ) (口 に 回程度、口 子 口 宿泊なし面会(口 に 回程度、口 宿泊あり面会(口 に 回程度、口 )の自宅近く ロメールロ手紙 口双方の自宅の中間地点

・双方とも、住所・連絡先が変わったら、直ちに連絡する。

4 □ (□ に 回程度、□ その他(連絡方法や留意事項等を自由にお書きください)

※この合意書の書式は、様式が定まっているものではなく、一般的に必要と考えられる項目を記載しているものですので、父母双方が、お子さんの立場にたって、事実に応じて充実した内容を取り決めてください。

口その都度協議 口( )

□電話 □( )

### 公 正 証 書

正本

大阪法務局所属

○○公証役場

 $\mp 5\bigcirc\bigcirc -\times \times \times \times$ 

大阪市○○区××町1丁目2番3号

令和元年第123号

離婚給付契約公正証書

本職は、当事者の嘱託により下記の法律行為に関す

る陳述の趣旨を録取し、本証書を作成する。

本 旨

第 1 条 (離婚)

大阪太郎(以下「甲」という。)と大阪花子(以

下「乙」という。)は、協議離婚することに合意した。

第2条(親権者の定め)

甲乙間の未成年の子である長男・待雄(平成25

年 6 月 7 日生、以下「丙」という。)及び長女・兼子

(平成27年8月9日生、以下「丁」という。)の

親権者・監護者を乙と定める。

第3条(養育費等)

甲は乙に対し、丙及び丁の養育費として、令和元

年8月から丙及び丁がそれぞれ満20歳に達する月

まで、各人について1か月金3万円ずつの支払い義

務があることを認め、毎月末日限り、乙の指定する

口座(〇〇銀行××支店・普通・口座番号12345

6) へ振り込む方法により支払う。振込手数料は、

甲の負担とする。

#### 第4条(面会交流)

乙は、甲の丙及び丁との面会交流について、月1回程度面会することを認め、その日時、方法等については事前に甲乙協議して定めるものとする。

#### 第 5 条 (慰謝料)

甲は、乙に対し、本件離婚に伴う慰謝料として金 100万円の支払義務があることを認め、これを令 和元年12月15日限り、上記の銀行口座に振り込 む方法により支払う。

#### 第6条(通知義務)

甲は、勤務先、住所又は連絡先を変更したときは、 直ちに乙に通知する。乙は、住所、連絡先又は上記 金融機関の預金口座を変更したときは、直ちに甲に 通知する。

#### 第7条(清算条項)

甲及び乙は、本件離婚に関し、以上をもって全て解決したものとし、今後、名目の如何を問わず、互いに何らの財産上の請求をしない。また、甲及び乙は、本公正証書に定めるほか、何らの債権債務のな

いことを相互に確認する。

#### 第8条(強制執行認諾)

甲は、本証書に規定する金銭債務を履行しないときは直ちに強制執行に服する旨陳述した。

#### 本旨外の事項

大阪市中央区大手前4丁目1番13号

会 社 員

(甲)

大 阪 太 郎

平成元年2月3日生

大阪市中央区大手前4丁目1番13号

会 社 員

(乙)

大 阪 花 子

平成2年3月4日生

各当事者は、本職その氏名を知らず、かつ、面識がないので、印鑑登録証明書の提出又は運転免許証の呈示により、その人違いでないことを証明させた。

前記列席者に閲覧させてところ本証書の真正なこと

を承認し、各自次に署名押印する。

大 阪 太 郎 ⑩

大 阪 花 子 ⑪

	本	証	書	は	,	令	和	元	年	8	月	9	日	本	職	役	場	に	お	ζ,	て	法	定
の	方	式	に	従	つ	て	作	成	L	次	に	署	名	押	印	す	る	0					
	大	阪	市	0	0	区	×	×Ι	町	1	1	目	2	番	3 -	号							
		大	阪	法	務	局	所	属															
								公	証	人			0	0		Δ	Δ		(H)				
	۲	の	正	本	は	,	嘱	託	人	大	阪	花	子	の	請	求	に	ょ	ŋ	,	令	和	元
年	8	月	9	日	,	本	公	証	人	役	場	に	お	۲٧	て	,	原	本	に	基	づ	き	作
成	l	た	o																				
	大	阪	市	0	0	区	×	×Ι	町	1	1	目	2	番	3 -	号							
		大	阪	法	務	局	所	属															
								公	証	人			0	0		Δ	Δ						

上	記	は	謄	本	で	あ	る	•
前	同	日	本	職	役	場	に	おいて。
	大	阪	市	0	0	区	×	×町1丁目2番3号
								公証人 〇〇 △△ ⑩
					-			

裁判官認印

### 調 書 (成立)

令和元年(家イ)第123号 夫婦関係調整調停事件 事件の表示

令和元年8月9日午後1時30分

所 等 大阪家庭裁判所

裁判官  $\bigcirc\bigcirc$   $\times$   $\times$ 

家事調停委員  $\times \times \triangle \triangle, \triangle \triangle \diamondsuit \diamondsuit$ 

裁判所書記官  $\Diamond\Diamond$  00

当事者等及び 本籍 大阪市中央区大手前4丁目1番

その出頭状況 住所 大阪市中央区大手前4丁目1番13号

申 立 人 大阪 花子

本籍 大阪市中央区大手前4丁目1番

住所 大阪市中央区大手前4丁目1番13号

相 手 方 大阪 太郎

手続の要領等

別紙調停条項のとおり調停が成立した。

大阪家庭裁判所

裁判所書記官 ◇◇ ○○ 印

(別紙)

#### 調停条項

- 1 申立人と相手方は、本日、調停離婚する。
- 2 当事者間の長男待雄(平成25年6月7日生)及び長女兼子(平成27年8月9日生)の親権 者を、申立人(母)と定める。
- 3 相手方は、申立人に対し、前項の長男待雄及び長女兼子の養育費として、令和元年8 月から同人らがそれぞれ満20歳に達する月まで、各人について1か月金3万円ずつを、 毎月末日限り、申立人の指定する口座(○○銀行××支店・普通・口座番号123456)へ 振り込む方法により支払う。振込手数料は、相手方の負担とする。
- 4 申立人は、相手方の子らとの面会交流について、月1回程度面会することを認め、その 日時、方法等については事前に申立人と相手方が協議して定めるものとする。
- 5 相手方は、申立人に対し、本件離婚に伴う慰謝料として金100万円の支払義務があるこ とを認め、これを令和元年12月15日限り上記の銀行口座に振り込む方法により支払う。振 込手数料は相手方の負担とする。
- 6 相手方は、勤務先、住所又は連絡先を変更したときは、直ちに乙に通知する。申立人は 住所、連絡先又は上記金融機関の預金口座を変更したときは、直ちに相手方に通知する
- 7 当事者双方は、本件に関し、本調停条項に定めるほかに何らの債権債務がないことを 相互に確認する。

以上 10

これは正本である。

令和元年8月10日

大阪家庭裁判所

裁判所書記官 ◇◇ ○○ ⑩

## 「強制執行」とは

Q2 大阪花子は、離婚をして「豊中」姓となり、豊中市へ引っ越しをした。大阪太郎は取り決めた 養育費を令和3年10月から支払わなくった。

取り決めた養育費を任意に支払わない太郎が悪いのだから、

- ① 花子は、太郎の自宅不動産を、太郎に成りすまして、勝手に売却してよいか?
- ② 花子は、太郎の留守中に自宅におしかけ、自宅に置いてある高価な家電製品を持ち出し売却してよいか?
- ③ 花子は、太郎の勤務先におしかけ、以後、太郎の給料を花子に支払うこと、仮に、会社が太郎に給料を支払ったとしても、同額を花子に支払うよう要求してよいか?
- A <sup>©</sup> 自力<mark>救済の禁止</mark> 権利の実行であっても、その実行方法が社会通念上許容範囲を超えれば恐喝罪。
  - ◎ 国は判決等で確定した権利を実現するための手続として強制執行を用意。

- 強制執行=権利者(債権者)の申立てによって,裁判所がお金を返済しない人(債務者)の財産を 差し押えてお金に換え(換価),債権者に分配する(配当)などして,債権者に債権を 回収させる手続。
  - ① 強制執行の申立てを受けた裁判所は、権利の存否は判断しない。
    - →権利を公的に証明する文書(債務名義)が必要
  - ② 差押対象は、債権者が選択した財産
    - →裁判所は、簡易迅速に手続を進めるために、その財産が存在しているかは差押の段階 で確認しない。
    - →「空振り」がありうる。
  - ③ 強制執行の書類

直接執行=・不動産執行 (差押対象:不動産)

動産執行 (差押対象:動産)

債権執行 (差押対象:預金、賃料、保険金、給料など)

間接執行= 債務者が義務を履行しない場合、間接強制金を課すことにより履行を促す。

## 「強制執行」の前に

- ① 養育費の取り決めが「債務名義」か?
  - ・公正証書(執行認諾約款付)、調停調書、審判調書、判決、和解調書は、債務名義。
  - ・法務省パンフレット「子どもの養育に関する合意書」等の合意に留まる場合は、民事訴訟を 提起し、合意内容につき判決(債務名義)を得る必要がある。
- ② 家庭裁判所の「履行勧告」の利用ができないか?
  - ・養育費を取り決めた文書が家庭裁判所の調停調書、審判調書、判決、和解調書であれば、家庭裁判所に、養育費を支払うよう勧告してもらうことができる。
- ③ 債務者の財産に関する情報がどこまで把握できているか?
  - ・差押の対象は、債権者が選択。
  - ・離婚時の債務者の情報も手掛かりになる。 勤務先(源泉徴収票)・・・・・給料債権差押 預金していた銀行・支店・・・・預金債権差押

加入していた生命保険など・・・生命保険解約返戻金差押

## 養育費が支払われないときの手続~履行勧告~

- Q3 大阪花子は、離婚をして「豊中」姓となり、豊中市へ引っ越しをした。大阪太郎は取り決めた養育費を令和3年10月から支払わなくなり、花子が催促しても無視する。どうしたらよいか?
  - A 養育費を取り決めた文書が家庭裁判所の調停調書、審判調書、判決、和解調書であれば、家庭裁判所に、養育費を支払うよう勧告してもらうことができる(家事事件手続法289条)。
    - (1) 申出に必要な書類
      - 1 申立書
      - ② 調停調書、審判調書、判決、和解調書などのコピー
      - ③ 義務を守っていないことが分かる資料(預金通帳など)があるときは、そのコピー
    - (2) 申出に必要な費用 無料
    - (3) 申出をする裁判所 支払等が決まった調停、審判などをした家庭裁判所

## 養育費が支払われないときの手続~強制執行~

Q4 豊中花子(旧姓:大阪)は、調停調書に基づき家庭裁判所に履行勧告をしてもらったが、大阪太郎 は養育費の支払いをしない。養育費だけでなく、慰謝料(100万円)も半額50万円しか払ってい ない。どうしたらよいか?

太郎は、離婚時と同じ会社で働いているようである。

A 太郎の財産を差押えて、その財産から支払いを受ける(直接執行)。

直接執行=・不動産執行 (差押対象:不動産)

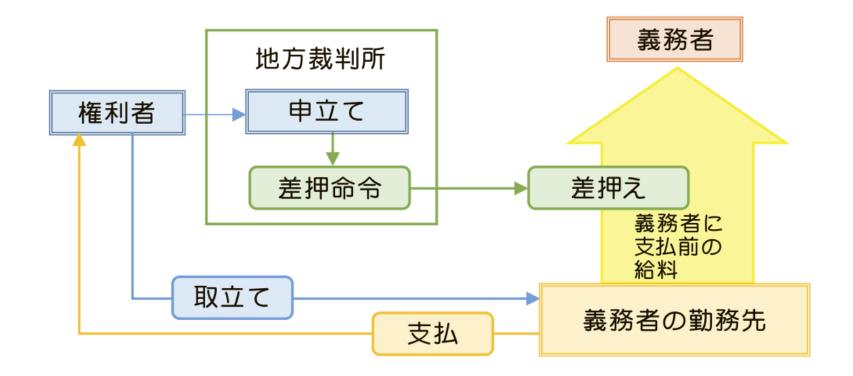
・動産執行 (差押対象:動産)

・債権執行 (差押対象:預金、賃料、保険金、給料など)

太郎の勤務先が分かっている場合、直接執行の債権執行(給料債権)をするのが、おススメ。

## 債権執行(給料債権の差押)のしくみ

1 債権執行(給料債権の差押え)のしくみ



裁判所リーフレット:「調停・審判などで決まった養育費を受け取れない方のために」

### 2 債権執行(給料債権)の手続の流れ

申立書提出



債権差押命令発令



第三債務者へ送達

・・・差押命令の効力発生



債務者へ送達





債権者へ送達(+送達通知書)



第三債務者へ連絡 (支払方法の打ち合わせ)



取立

(第三債務者から支払いを受ける)



取立完了

差押の競合



第三債務者が法務局に供託



裁判所による配当手続

## 債権差押命令申立て

### (1)申立て必要な書類

- ① 申立書(+イ、ウ、エ各2部)
  - ア 債権者差押命令申立書表紙
  - イ 当事者目録
  - ウ請求債権目録
  - 工 差押債権目録
- ② 債務名義の「正本」

(民事執行法22条)

- 公正証書(執行認諾約款付)
- 調停調書(家事事件手続法268条)
- •審判調書(家事事件手続法75条)
- 判決
- ・和解調書
- **3** 執行文
  - 〇 執行文が必要
    - 公正証書、判決、和解調書
    - 調停調書(慰謝料等の支払)

- ④ 債務名義の正本(謄本)の送達証明書 (審判の場合は、確定証明書も必要)
- ⑤ 関係者についての証明書
  - ・法人の資格証明書第三債務者(債務者を雇用している会社が 法人の場合)
  - ・住民票 債務名義の記載の住所から転居している場合
  - ・戸籍謄本 債務名義の氏名と現在の氏名が違っている場合

法人の資格証明書は発行日から3カ月以内住民票・戸籍謄本は、発行日から1カ月以内

- (2) 申立てをする裁判所 債務者の住所地を管轄する地方裁判所
- (3) 申立てに要する費用
  - ① 収入印紙 4,000円(債権者、債務者が各1名、債務名義が1通の場合)
  - ② 郵便切手(本庁・堺支部・岸和田支部共通)当事者が3名(債権者、債務者、及び、第三債務者各1名)の場合陳述催告の申立てをする場合
    - 1, 145円×2組
    - 404円×1組
    - 84円×2枚
    - 10円×1枚
    - 計2,872円(執行費用計上可能額2,788円)
    - \*債権者宛ての封筒、宛名シールを第三債務者の数に1を加えた分を提出。

## 申立書を作成してみましょう。

Q5 豊中花子さんは、大阪太郎から、子二人の養育費を各3万円、それぞれ満20歳に達する月まで、また、慰謝料を100万円支払ってもらうとの調停調書を持っています。 しかし、令和3年10月から令和4年3月までの養育費が払われていません。 また、慰謝料100万円も50万円しか払ってもらっていません。 太郎の給料差押えをしたいが、どのような申立書を作成したらよいか?

A \* 調停調書例を参考に

債権差押命令申立書を作成してみましょう。

#### 【記載例】

#### 債権差押命令申立書

収入印紙(割印をしないこと)

大阪地方裁判所第14民事部 御中

令和4年4月3日

申立債権者 豊中花子 @ 電 話 ○○○-△△△△-××××

当 事 者

請求債権 別紙目録のとおり

差押債権

債権者は,債務者に対し,別紙請求債権目録記載の(執行力のある)債務名義の正本 に表示された上記請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、債務者が第 三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

第三債務者に対し、陳述催告の申立て(民事執行法 147条1項)をする。

#### 添付書類

1	(執行力のある)債務名義の正本	1通
2	同送達証明書	1通
3	資格証明書	1通
4	戸籍謄本	1通
5	住民票	1通

#### 【記載例】

#### 当事者目録

7561 - 8501

(住 所) 大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号

(債務名義上の住所)

債権者 豊中花子

(債務名義上の氏名 大 阪 花 子)

(送達場所) □上記記載の住所

 $\sqcap \mp$ 

 $\mp 540 - 0008$ 

(住 所) 大阪市中央区大手前4丁目1番13号

債務者 大阪太郎

₹530-8522

(住 所) 大阪市北区西天満2丁目1番10号

第三債務者 株式会社〇〇運送

代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

(送達場所) 〒532-8503

大阪市淀川区三国本町1丁目13番27号 株式会社〇〇運送 新大阪支店

#### 【養育費等債権の未払分と将来分並びに一般債権も請求する場合】【記載例4-1】

#### 請 求 債 権 目 録(1)

(扶養義務等に係る確定債権及び定期金債権)

大阪家庭裁判所令和元年(家イ)第123号夫婦関係調整調停事件の調停調書正本に表示された下記債権及び執行費用

記

1(1) 金180,000円

ただし、債権者、債務者間の長男<mark>待雄</mark>についての令和3年9月から令和4年3月まで1か月金30, 000円の養育費の未払分(支払期日毎月末日)

(2) 金180,000円

ただし、債権者、債務者間の長女兼子についての令和3年9月から令和4年3月まで1か月金30、000円の養育費の未払分(支払期日毎月末日)

2 執行費用 金8,538円

(内 訳)

合 計 金368,538円(1と2の合計金額)

- 2 確定期限が到来していない各定期金債権
- (1) 令和4年4月から令和15年6月(債権者,債務者間の長男待雄が満2 0歳に達する月)まで,毎月末日限り,金3万円ずつの養育費
- (2) 令和4年4月から令和17年8月(債権者,債務者間の長女兼子が満2 0歳に達する月)まで、毎月末日限り、金3万円ずつの養育費

#### 【養育費等債権の未払分と将来分並びに一般債権も請求する場合】【記載例】4-2

#### 請 求 債 権 目 録(2)

(一般債権)

大阪家庭裁判所令和元年(家イ)第123号夫婦関係調整調停事件の調停調書正本に表示された下記債権及び執行費用

言

- 1 金500,000円ただし、調停条項第5項記載の100万円の慰謝料の残金(支払期令和元年 12月15日)
- 2 金300円

ただし,執行費用

(内訳) 執行文付与申立手数料 金300円

合計 金500,300円

#### 【養育費等債権の未払分と将来分並びに一般債権も請求する場合】【記載例】4-1

#### 差 押 債 権 目 録

(請求債権目録(1)記載の債権について)

- 1 金368, 538円 (請求債権目録 (1) 記載の1)
- 2(1) 令和4年4月から令和15年6月まで,毎月末日限り,金3万円ずつ(請求 債権目録(1)記載の2の(1))
- (2) 令和4年4月から令和17年8月まで,毎月末日限り,金3万円ずつ(請求 債権目録(1)記載の2の(2))

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、本命令送達時に支払期にある分以降、頭書1及び2の金額に満つるまで

ただし、頭書2の(1)及び(2)の金額については、その確定期限の到来後に 支払期が到来する下記債権に限る。

記

- 1 毎月の給料(基本給及び諸手当。ただし,通勤手当を除く。)から給与所得税,住民税,社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の2分の1 ただし,上記残額が月額66万円を超えるときは,その残額から33万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から 1 と同じ法定控除額を差し引いた残額の 2 分の 1 ただし、上記残額が 6 6 万円を超えるときは、その残額から 3 3 万円を控除した金額

なお、上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは、

3 退職金から所得税,住民税の法定控除額を差し引いた残額の2分の1にして, 上記1及び2と合わせて頭書金額に満つるまで

#### 【養育費等債権の未払分と将来分並びに一般債権も請求する場合】【記載例】4-2

#### 差 押 債 権 目 録

(請求債権目録(2)記載の債権について)

金500,300円

債務者が第三債務者から支給される下記債権にして、本命令送達時に支払期にある分以降頭書金額に満つるまで

記

- 1 毎月の給料(基本給及び諸手当。ただし,通勤手当を除く。)から給与所得税,住民税,社会保険料の法定控除額を差し引いた残額の4分の1
- ただし、上記残額が月額 4 4 万円を超えるときは、その残額から 3 3 万円を控除した金額
- 2 各期の賞与から1と同じ法定控除額を差し引いた残額の4分の1 ただし、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額

なお、上記1及び2により頭書金額に達しないうちに退職したときは、

3 退職金から所得税,住民税の法定控除額を差し引いた残額の4分の1にして, 上記1及び2と合わせて頭書金額に満つるまで

24

## 差押命令

### (1) 債権差押命令の発令

① 第三債務者への送達

② 債務者への送達

③ 債権者への送達、及び、送達通知

・・・差押の効力発生

・・・1週間後に取立権発生(養育費の場合)

・・・上記①、②の日付の把握

### (2) 第三債務者からの陳述書

下記の情報が把握できる。

- ① 債務者の給料、賞与の額、支払時期
- ② 第三債務者の支払いの意思の有無
- ③ 他の債権者からの差押えの有無

···取立 OR 配当

### 受取方法

- (1) 差押えが競合していない場合
  - ① 取立権の発生を待つ(債務者へ送達した日の翌日から1週間)。
  - ② 第三債務者へ連絡(支払方法の打ち合わせ)
  - ③ 取立届(地方裁判所へ)
    - \*第三債務者から債権者への振込手数料は、債権者負担。 取立金額に含む。
  - ④ 取立完了後、取り下げ(地方裁判所へ)
- (2) 差押えが競合している場合

裁判所の配当手続に従って対応

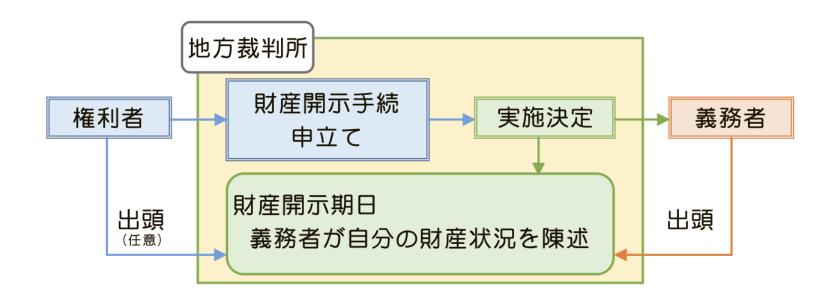
## 債務者の財産調査

- Q6 花子は、太郎が離婚時に勤めていた会社の給料差押命令申立てをしたが、会社から、 太郎は退職しておいるとの陳述書が届いた。 現在の太郎の勤務先は不明であるが、どこかで働いているはずである。 どうしたらよいか?
  - A 養育費に係る債務名義に基づき、市町村や年金機構等に対し、勤務先の情報を提供するよう請求することができる(給与債権の情報取得手続) 民事執行法206条・・・令和2年4月改正により新設

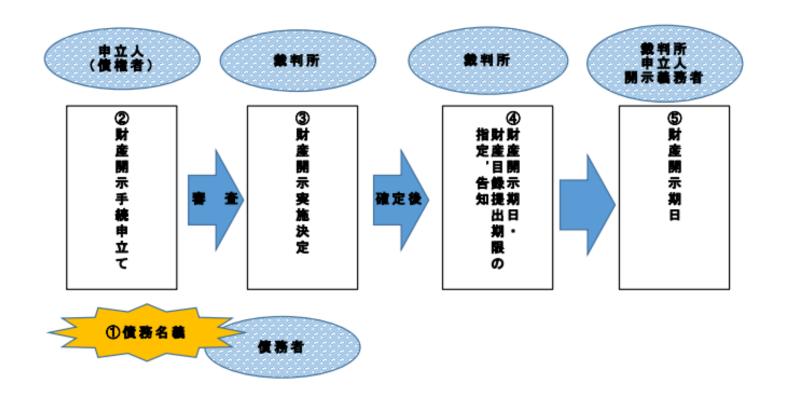
ただし、申立ての日前3年内に「財産開示手続」が実施されたことが必要。

## 財産開示手続

裁判所が、権利者からの申立てを受けて、財産開示期日に権利者と義務者を呼び出し、義務者に財産 について陳述させる制度



### 債務名義に基づく財産開示手続の流れ



- 〇 申立てができる要件
  - A 民事執行等の手続(6か月前に終了したものを除く)において、完全な弁済を受けられなかったとき 又は (民事執行法197条1項1号)
  - B 知れている財産に対する強制執行をしても完全な弁済を受けられないと疎明があったとき (民事執行法197条1項2号)

- (1)申立に必要な書類
  - 1 申立書
    - ア 財産開示手続申立書表紙
    - イ 当事者目録
    - ウ 請求債権目録
  - ② 執行力のある債務名義の正本 (原本の他写し1通)
  - ③ 債務名義の送達証明書 (原本の他写し1通) (審判調書の場合は、確定証明書も必要)
  - ④ 債務者の住民票(発行日から1か月以内)

- ⑤ 債務名義と異なっている場合 氏名・住所とつながりの記載のある住民票、 又は、戸籍謄本等
- ⑥ 債務名義還付申請書及び受領書
- ⑦ 要件(A・B)に応じて、下記の書類
  - A・配当表写し
    - ・債権差押命令写し 等
  - B・財産調査結果報告書及び疎明資料

- (2) 申立てをする裁判所 債務者の住所地を管轄する地方裁判所
- (3) 申立てに要する費用
  - ① 収入印紙 2,000円
  - ② 郵便切手
    - 500円×10枚
    - 100円×10枚
    - 84円×10枚
    - 20円×10枚
    - 10円×10枚
    - 5円×10枚
    - 2円×10枚
    - 1円×10枚
    - 計7,220円

#### 財産調査結果報告書(個人用)

【記載事項】 「1-1 過去 す。文中の指 ※不明な点	8年以内 	の手続の確 て、必要な 、説明書面・	8」(1ページ)から「7 その他の財産」及び「住居表示に関する ものを配入・最出してください。 や裏付資料の提出(補正など)を求めることがあります。	説明書」(6ページ)までありま
【記載上の注 1 該当する 2 欄が足りた	意事項】 闌の□にレ 」いときは,	ン点を付け。 , 適宜の用約	第」(1ページ)から「? その他の財産」及び「在居表示に関する」 ものを配入・提出してください。 や裏付資料の提出(補正など)を求めることがあります。 必要な事項を記入してください。 低(A4判)を追加してください(その場合には、該当する欄に「別給	低のとおり」と記載してください)。
大阪地方裁				
令和	年 月	E E	申立人(口代理人)	
債務者			の財産を調査した結果(調査方法を含む)は、次のとおり	です。
したがって	, 私の知	っている値	責務者の財産に対して強制執行を実施しても, 請求債権の	)完全な弁済を得られません。

過:	<b>過去3年以内の手続の確認</b> 去3年以内に財産開示又は情報取得が実施されましたか。 当するものを選択し(□にレ点)を記入してください。
	はい →1-2~
	いいえ <b>→2ページ以下に進みすべて配入してください。</b>

		提出する疎明資料 (右記一覧の番号)		疎明資料一覧
次	<b>通去8年以内の財産開示または情報取得の結果</b> のア・イ・ウ,エのうちから該当するものを選択し(□にレ点),必 事項を記入してください。		A	【過去の手続関係】 財産開示期日が実施
アロ	財産関示手機が行われたが、債務者が期日に出頭せず、財産が判明しなかった。 米線明教科として ・ 全般出する。 →1-3へ ・ 「機関資料・量からアルファベットを選択)	A(B1+B2も可)	1	されたことの証明書 財産開示期日調書 (写し)
イロ	財産開示手機が行われ、債務者が期日に出頭したが、十分な 財産は判明しなかった。 ※麻明資料として (原明資料一覧からアルファベットを選択)	В1		財産開示手続実施決 定(写し) 情報提供命令(写し)
ウロ	情報取得手続が行われ、その中で、2ページ以下を記入した 財産調査結果報告書を提出した。 ※維明資料として、 (無明資料一致からアルファペットを選択)	B3+B4+B5		全ての情報提供書 (写し) 情報取得手続時に提 出した財産調査結果
エロ	ア、イ、ウのいずれにも該当しない。 米神明教科として ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	B3+B4+B5 ※B5は提出した場合のみ		報告書(写し)
1-3	その後の事情		]	
以	下に該当する場合は,□にレ点を記入してください。			
	上記財産開示・情報取得後、債務者は転居していません。 上記財産開示・情報取得後、債務者の新たな財産は判明していません。		1	
	のうちいずれかに該当しないものがある場合 →2ページ以下に進みすべて配 両方に該当した場合 → <u>配入は終了です。</u> ※ただし、追加管料が必要になる。			

のグライ、アレッショチのものを選択してロにレボノ、必要 東西を取りしてインギャン。				提出する疎明資料 (右記一覧の番号)		疎明資料一覧
### ではない。  ***********************************	次	のア, イのうちから該当するものを選択し(□にレ点), 必要事項			С	不動産登記事項証明
ているが、この不動産では完全な弁済を得られない。  評価額 円 被担保債権額 円 ※ ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *	アロ	ではない。	}	及びD(ただし、住居 表示が異なる場合の み) [Cが取得できないと きは、EかFのいずれ か]	Е	住居表示に関する説明書(末尾に書式かり) 賃貸借契約書(写L) その他,債務者の所
被担保債権額	<b>√</b> □	であるが、この不動産では完全な弁済を得られない。	}	及びD(ただし、住居 表示が異なる場合の		を疎明する文書
3 その他の場所の不動産 次のア、イ、ウのうちから該当するものを選択し(□にレ点)、必要 事項を記入してください。 第ののまりの本庭がある場合は、ア又はイを選択したうえ、旧住所について必ず 記載してください。 次の(□土地・□建物)を調査した結果、債務者の所有でない ごの場所は債務者の(□旧住所・□事業所、店舗・ )である。 ※機関教科として 「体別資料―鬼からアルファペットを選択した。 調査した住所( ) この場所は債務者の(□旧住所・□事業所、店舗・ 」である。 ※機関教科として 「体別資料―鬼からアルファペットを選択し 」 ア □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		被担保債権額 円 ※職務管料として を提出する。		G~Iのいずれか	G	不動産業者の評価 書・査定書(1年以内
次のア、イ、ウのうちから該当するものを選択し(□にレ点)、必要 事項を記入してください。 第63かま以内の転居がある場合は、ア又はイを選択したうえ、旧住所について必ず 記載してください。) 次の(□土地・□建物)を調査した結果、債務者の所有でない ごの場所は債務者の(□旧住所・□事業所、店舗・ )である。 ※講明費料として 「練明費料・量からアルファペットを選択した。  「企の場所は債務者の(□旧住所・□事業所、店舗・ 」である。 ※講明費料として 「企の場所は債務者の(□旧住所・□事業所、店舗・ 」である。 ※講明費料として 「企の場所は債務者の(□旧住所・□事業所、店舗・ 」である。 ※講明費料として 「練明費料・量からアルファペットを選択した。 「練明費料・して 「練明費料・量からアルファペットを選択した。 「練明費料・して 「練明費料・して 「練明費料・して 「練明費料・して 「練明費料・して 「練明費料・して 「練明費料・して 「「食用費料・量からアルファペットを選択した。」 「食べ」のいずれか を提出する。 「食べ」のいずれか を提出する。 「食べ」のいずれか を提出する。 「食べ」のいずれか を提出する。 「食べ」のいずれか	3 -	その他の場所の不動産	*		Н	書·公課証明書
次の(□土地・□建物)を調査した結果、債務者の所有でない。 調査した住所( この場所は債務者の(□旧住所・□事業所、店舗・ )である。 ※無明養料として (練研養料・畳からアルファペットを選択)  次の(□土地・□建物)を調査した結果、債務者の所有であることが判明したが、この不動産では完全な弁済を得られない。 調査した住所( ) この場所は債務者の(□旧住所・□事業所、店舗・ )である。 ※無明養料として (練明養料・量からアルファペットを選択)  評価額 四 被担保債権額 四 ※前明養料として (練明養料・量からアルファペットを選択)  を提出する。 (陳明養料・量からアルファペットを選択)	事:	項を記入してください。 6か月以内の転居がある場合は、ア又はイを選択したうえ。旧住所について必ず gしてください。〕			I	の不動産に競売手続 をしても無剰余(※)で あることを疎明する文 書(※強制執行をしても申
(体明安料-見からアルファペットを選択)  次の(□土地・□建物)を調査した結果、債務者の所有である。 ことが判明したが、この不動産では完全な弁済を得られない。 調査した住所( ) この場所は債務者の(□旧住所・□事業所、店舗・ □ )である。 ※職明資料として ※職明資料として ※職明資料として ・ を提出する。 「原明資料-見からアルファペットを選択)  ・ な担保債権額 ・ 円 被担保債権額 ・ 円 ・ 機関する。 ・ 「原明資料-見からアルファペットを選択) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	アロ	ことが判明した。 調査した住所( この場所は債務者の(□旧住所・□事業所,店舗・				込みのこと)
		(体明資料一型からアルファベットを選択) 次の(□土地・□建物)を調査した結果、債務者の所有であることが判明したが、この不動産では完全な弁済を得られない。		及びD(ただし、住居 表示が異なる場合の		
評価額 円 被担保債権額 円 ※喇叭資料として ・ 「喇叭資料・量からアルファペットを選択)	<b>1</b> □	) この場所は債務者の(□旧住所・□事業所, 店舗・ □ )である。				
(映明版料一覧からアルファペットを選択)		評価額 円	]	G~Iのいずれか		
	ウ□	〔歳明安料一覧からアルファペットを選択〕			1	

32

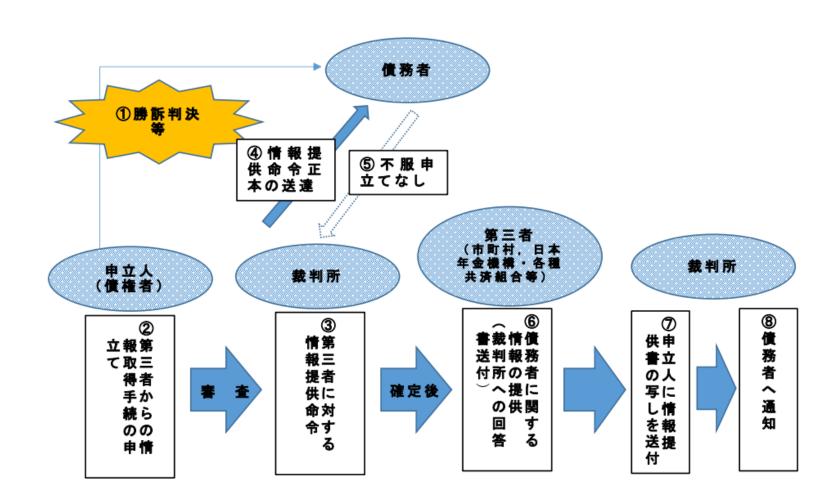
	提出する疎明資料 (右記一覧の番号)	疎明資料一覧
・ 債務者の給与(報酬・賃金等) 次のア, イ, ウのうちから一つを選択し(口にレ点), 必要事項を記 入してください。		【給与(報酬·賃金等)関係】
□ 債務者の給与(報酬・賃金等)は次のとおりである。		J 給与の債権差押命令 正本(写し),第三債務 者からの陳述書(写し)
就業場所(所在地)→		K 債権配当事件の直近 の配当表(写L)
雇用者(会社名)→ 給与形態→ 年・月・週・日・不明 (※年収なら「年」に○を付すなど、・	- In-Manualista da	L 弁護士法照会による 勤務先等からの回答 書(写U)
新 子 か 徳 子 ・	→ J~M05V+9 \$£03	M 債務者の勤務先等に 関する調査報告書そ の他の疎明資料
※除明資料として を提出する。 (映明資料一党からアルファベットを選択)		
次の調査を行ったが、在職していなかった。  **練明養料として (映明資料一覧からアルファベットを選択)  (調査方法記入欄)	→ J, L, Mのいずれか	
□ 次の理由により調査が困難である。	_	
(理由記入欄)		

### 給与債権の情報取得手続

裁判所が、権利者からの申立てを受け、金融機関や登記所等の第三者に対して、義務者に関する情報の提供を命じ、得られた情報(預金の別、口座番号など)を権利者に送付する制度。 養育費の場合は、市町村や日本年金機構等に対して、勤務先などの情報提供を求めることができる。

地方裁判所 第三者からの情報取得手続申立て 義務者 情報提供命令 第三者 情報提供命令

### 給与債権の情報取得手続の流れ



- 〇 申立てができる要件
- (1) 申立てをすることができる債権者
  - ① 民事執行法151条の2第1項に掲げる請求権 (養育費や婚姻費用等の扶養義務に係る請求権) 又は
  - ② 人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権
- (2) 財産開示手続の前置の要件 申立ての日前3年内に財産開示手続が実施されたこと
- (3) A 民事執行等の手続(6か月前に終了したものを除く)において、完全な弁済を 受けられなかったとき(民事執行法197条1項1号) 又は
  - B 知れている財産に対する強制執行をしても完全な弁済を受けられないと疎明があったとき(民事執行法197条1項2号)

### (1) 申立に必要な書類

- ① 申立書(+イ、ウの目録 1部)
  - ア 第三者からの情報取得手続申立書表紙
  - イ 当事者目録
  - ウ 請求債権目録
- ② 執行力のある債務名義の正本

(原本の他写し1通)

③ 債務名義の送達証明書

(原本の他写し1通)

(審判調書の場合は、確定証明書も必要)

- ④ 第三債務者の資格証明書国、市町村、登記のない共済組合は不要
- ⑤ 債務名義と異なっている場合 氏名・住所とつながりの記載のある住民票、 又は、戸籍謄本等
- ⑥ 財産開示期日が実施されたことの証明書 又は、 財産開示期日調書の写し等

- ⑦ 要件(A・B)に応じて、 下記の書類
  - A・配当表写し
    - ・債権差押命令写し 等
  - B・財産調査結果報告書及び疎明資料
- 8 債務名義還付申請書及び受領書
- (2) 申立てをする裁判所 債務者の住所地を管轄する地方裁判所
- (3) 申立てに要する費用
  - ① 収入印紙 1件1,000円
  - ② 執行予納金(第三債務者が1名の場合)6,000円(第三債務者が複数名の場合)1名増える毎2,000円

## 弁護士への相談・依頼

- 1 相談のタイミング
  - 「困ったな。」「どうしたらいいか分からない。」であれば、いつでも。※養育費にも消滅時効があります。
- 2 持参するもの
  - ・養育費の取り決めの合意があれば合意書 債務名義化されていれば債務名義、執行文付与及び送達証明書(あれば持参)
  - ・当事者の住所、氏名(メモで可)
  - ・その他、関係書類(一見、無関係と思われる文書も含め)
- 3 費用(実費、弁護士報酬)
  - 〇 法テラス利用の場合は、法テラス基準(法テラス利用には審査あり)。
  - 〇 法テラス利用なしの場合は、個々の弁護士が定める報酬基準による。

### 裁判所HP

### 養育費に関する手続

<u>トップ > 裁判手続案内 > 裁判所が扱う事件 > 家事事件 > 養育費に関する手続</u>

### 扶養義務(養育費・婚姻費用等)に係る債権差押命令申立ての説明

<u>トップ > 各地の裁判所 > 大阪地方裁判所/大阪家庭裁判所/大阪府内の簡易裁判所 > 裁判手続を利用する方へ > 執行部(第14民事部)について > 扶養義務(養育費・婚姻費用等)に係る債権差押</u>命令申立ての説明

### 財産開示手続の申立てをされる方へ

<u>トップ > 各地の裁判所 > 大阪地方裁判所/大阪家庭裁判所/大阪府内の簡易裁判所 > 裁判手続を利用する方へ > 執行部(第14民事部)について > 財産開示手続の申立てをされる方へ</u>

### 給与債権の情報取得手続の申立てをされる方へ

<u>トップ > 各地の裁判所 > 大阪地方裁判所/大阪家庭裁判所/大阪府内の簡易裁判所 > 裁判手続を利</u>用する方へ > 執行部(第14民事部)について > 給与債権の情報取得手続の申立てをされる方へ